

同和更生資金貸付金の債権管理

事務事業の概要	検出事項	監査の結果												
<p>1 貸付金制度</p> <p>(1) 昭和39年から府域内の同和地区世帯に1世帯当たり30万円以内で関係市町(20市町)が貸付けている。市町で基金を設置し、2/3以内の額を府が貸し付け、市町は残りの1/3を出資している。</p> <p>(2) 本事業は平成5年度で終了、平成6年度には新規貸付を停止している。</p> <p>2 債権回収状況</p> <p>(1) 平成25年3月末の未回収残高は373百万円(府分。以下同じ)</p> <p>(2) 平成24年度の償還額は2.1百万円にとどまる。 (平成22年度1.2百万円、平成23年度0.9百万円)</p> <p>(3) 今後の債権放棄額は、現在精査中である。</p> <p>(4) 大阪府新公会計制度では、未回収額ほぼ全額について貸倒引当金を計上済である。</p> <p>3 債権管理の体制</p> <p>府は各市町に対し、毎年度「同和更生資金貸付業務成績書報告書」等の提出を求め、債権管理の状況を把握し、打合わせ等も行っている。府は現在も2名体制(他業務と兼務)で管理している。</p>	<p>今回、5市町については、平成25年9月定例府議会に債権の一部放棄に係る議案を提出する予定であるが、まだ、債権整理中の市町が15市町残っている。</p>	<p>引き続き回収の見込みがある債権について回収を進める必要があるが、回収の見込みが立たない債権については、債権放棄等の処理を計画的に進める必要がある。</p>												
事務事業を所管する福祉部の見解														
<p>4 債権放棄に向けた取組状況</p> <p>(1) 「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」(長期滞納債権の整理方針や私債権の債権放棄に向けた実務的な手続を示したもの。以下「条例」という。)が平成22年度に施行された。</p> <p>(2) 市町向け貸付のため直接条例の適用はないが、同条例に準じて整理する必要がある。</p> <p>(3) 「大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する覚書」を市町と締結した上で、市町で債権放棄を実施し、そのうち覚書の償還免除基準に該当するものについては、府の債権を放棄する方針である。</p> <p>(4) 平成25年3月末残高の状況は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table border="1" data-bbox="252 1486 1282 1732"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成25年3月末残高</th> <th>平成25年9月議会に提案予定(5市町*)</th> <th>残り15市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町債権</td> <td>558</td> <td>99</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>うち府債権</td> <td>373</td> <td>67</td> <td>306</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 堺市、八尾市、貝塚市、茨木市、能勢町</p>	平成25年3月末残高		平成25年9月議会に提案予定(5市町*)	残り15市町	市町債権	558	99	459	うち府債権	373	67	306	<p>平成25年9月議会に債権放棄を提案する5市町以外の残り15市町の債権放棄に向けて、各市町の債権整理の条件が整い次第手続を進めてまいりたい。</p>	
平成25年3月末残高		平成25年9月議会に提案予定(5市町*)	残り15市町											
市町債権	558	99	459											
うち府債権	373	67	306											

委員意見

回収の見込みがある債権については引き続き回収を進めるとともに、回収の見込みが立たない債権については、早期かつ計画的に条例に準じた債権放棄の処理を検討されたい。現在債権放棄に向け整理中の15市町と、府議会への提案に向けた協議を進められたい。

措置の内容

貸付金の債権管理を行っていた20市町のうち5市町については、平成25年9月議会において債権の一部放棄が可決された。また、残り15市町については、個別にヒアリングを実施し、債権整理の処理状況等の確認を行い、平成26年4月末までに「大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する覚書」を府と締結した。

また、平成26年7月から8月にかけて、引き続き債権回収に努めるとした1市を除く14市町について、再度個別にヒアリングを実施し、債権整理の処理状況等の確認を行い、債権放棄等の額を定め残債権について今後の償還計画を府に提出し、平成26年9月議会において、債権の一部放棄が可決された。

また、残る1市については、平成26年8月に提出があった債権見込に関する報告書に添付された償還計画に沿って、債権回収に努めているところである。

(償還状況)

区 分	残る10市町	うち当該市
26年度償還額	682,000円	11,000円
27年度償還額	791,000円	11,000円
28年度償還見込額	349,080円	25,000円